

マイナンバーカードが 健康保険証として利用できます

問合せ先 市民保健課市民係（窓口②） ☎22215
市民保健課国保年金係（窓口③） ☎223922



利用申込はカンタン！

健康保険証としての利用には、申込が必要です。

用意するもの

- 申込者本人のマイナンバーカードとあらかじめ市窓口で設定した暗証番号（数字4桁）
- マイナンバーカード読取対応のスマートフォン（PCとICカードリーダー）
- 「マイナポータルAP」のインストール

手順1

ブラウザで「マイナポータル」と検索し、マイナポータルにアクセスする。
※「マイナポータルAP」は閉じてください。

手順2

「健康保険証利用の申込」の「利用を申し込む」をクリックする。

手順3

利用規約などを確認して、同意する。
※あわせて、マイナポータルの利用登録をすることができます。

手順4

マイナンバーカードを読み取る。
※数字4桁の暗証番号を入力し、マイナンバーカードをスマートフォンにしっかり当てて、読み取り開始ボタンを押します。

マイナンバーカードを
健康保険証として利用する
5つのメリット

- ① 就職・転職・引っ越しをしても健康保険証としてずっと使えます。
- ② マイナポータルで特定健診情報や薬剤情報・医療費が見られます。
- ③ マイナポータルで確定申告の医療費控除が簡単にできます。
- ④ 窓口への書類の持参が不要になります。
- ⑤ 医療機関等で健康保険証を提示する手間が省け、スムーズに受診が可能になります。

マイナンバーカードを
お持ちでない方へ

市民保健課市民係窓口でマイナンバーカードの申請を受け付けています。市職員が申請の補助を行い、無料で写真の撮影ができます。マスクや検温等の感染予防対策をした上で、窓口までお越しください。

令和3年度分の 市民税・県民税の申告期限延長

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和3年度分の市民税・県民税の申告期限を次のとおり延長します。

延長後の申告期限と申告場所（左表）

申告場所（会場）	申告期限	
市役所2階 大会議室 ※土・日・祝日は除く ※受付時間 9：00～12：00、 13：00～16：00	3月15日（月）	従来
3月15日までは上記 3月16日以降は、 市役所税務課（窓口⑨） ※土・日・祝日は除く ※受付時間 8：30～17：15	4月15日（木）	延長後

申告期限延長による市民税・県民税の課税への影響

3月16日（火）以降に確定申告書又は市民税・県民税の申告書を提出した方については、当初納税通知書に申告内容の反映が間に合わない場合があります。この場合は、後日課税又は税額の変更を行い、通知書をお送りしますので、ご了承ください。

申告書の郵送提出

市民税・県民税の申告書は、郵送でも提出することができます。新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、郵送での提出を推奨しています。郵送提出方法の不明点や、郵送提出を希望する方で、市民税・県民税の申告用紙をお持ちでない方は、左記までご連絡ください。

問合せ先 税務課市民税係（窓口⑨） ☎22218

3月29日（月）～4月3日（土） 転入転出届などの受付時間を延長します

3月下旬から4月初旬における窓口の混雑緩和のため左記の6日間、市民保健課市民係窓口の受付時間延長及び休日受付を行います。

同時にマイナンバーカードの交付・申請・更新も行います。この機会にぜひご利用ください。

期間 3月29日（月）～4月3日（土）

窓口受付延長時間

平日 17時15分～19時
土曜 8時30分～17時15分

業務内容

転入・転出・転居、戸籍届書受理、住民票、戸籍謄抄本、印鑑登録証明書、マイナンバーカードの交付・申請・更新、旅券（パスポート）交付

※旅券の申請手続はできません。

※国民健康保険、国民年金、後期高齢者医療制度、介護保険、子ども医療費助成制度、児童手当、小中学校児童・生徒の転出入などについては、通常業務時間（平日8時30分～17時15分）に手続していただくことになりますのでご了承ください。
※マイナンバーカードに関する手続については、3月10日（水）と24日（水）にも、19時まで受付時間の延長を行います。



問合せ先 市民保健課市民係（窓口②） ☎22215

問合せ先 福祉事務所障害福祉係（窓口⑥） ☎22216

NET119 緊急通報システム

NET119は、聴覚や発話の障がいにより音声での緊急通報が困難な方々のためのサービスです。

NET119をご利用いただくには、事前登録が必要です。下記連絡先へお電話をお願いします。

下関消防本部警防課 ☎12-0538-27-1019、121-0538-22-1019
5分
お住まいの地域の市（町）福祉担当までご連絡ください。

Q1 誰が利用できますか？
A1 市内在住で聴覚や発話に障害があり、音声による通報が困難な方が利用できます。

Q2 お金はかかりますか？
A2 携帯電話やスマートフォンの通信料をご負担ください。その他の費用はかかりません。

Q3 どんな携帯電話やスマートフォンでも通報できますか？
A3 NTTドコモ、au、ソフトバンク、Y!モバイルの携帯電話やスマートフォンで利用できます。また、各社のインターネット、メールサービスに加入している必要があります。

Q4 登録後に、携帯電話やスマートフォンの機種を変更した場合は？
A4 携帯電話やスマートフォンの機種変更に限らず、事前登録内容に変更が生じた場合は、「変更申請」を必ず行ってください。変更申請を行わないと通報できない場合があります。